

# 倉吉市専門的・技術的分野における外国人材雇用企業給付金の手続きの流れ

## 支援内容

### (1) 支給対象者

- ・次に掲げる要件の全てを満たしている中小企業(市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者)
  - ア 新たに外国人材\*を雇用したこと。なお、既に雇用している外国人材が、令和8年4月1日以降に次のア～エの在留資格を新たに取得した場合も対象とする。
  - イ 本市税を滞納していないこと。

#### ※外国人材

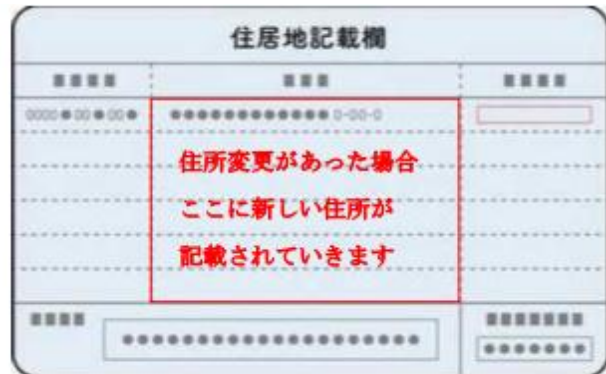
- ・専門的・技術的分野における外国人材

次のアからエの在留資格を取得した者であって、市内に住所を有するもの。ただし、企業内転勤を除く。

- ア 技術・人文知識・国際業務
- イ 介護
- ウ 技能
- エ 特定技能



おもて



うら

### (2) 支給金額

- ・給付金の金額は、外国人材1人につき5万円
- ※新たに雇用される都度、申請が可能です。ただし、同一人物を除く。

### 申請方法(要綱第6条)

(給付金支給申請に係る提出書類)

- ・倉吉市専門的・技術的分野における外国人材雇用企業給付金支給申請書(兼請求書)

※別記様式(第6条関係)

[添付書類]

- (1) 外国人材の在留カードの写し
- (2) 外国人材との雇用契約を証明する書類
- (3) 振込口座の口座番号及び口座名義人のわかる通帳等の写し

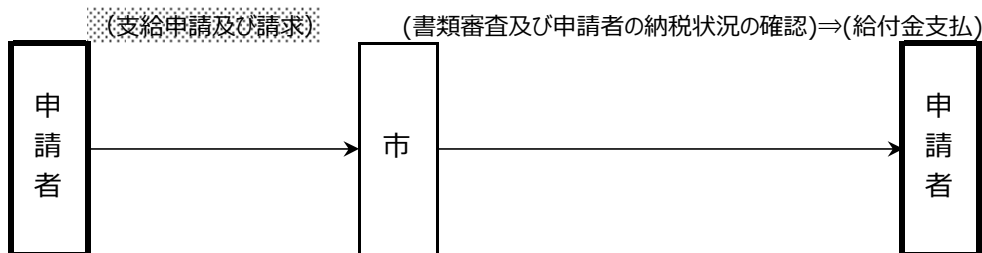
※必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

(申請の期間)

- ・専門的・技術的分野の外国人材を雇用した日が属する年度の3月31日まで

(給付金の支給)

- ・申請内容を確認し、適正であると認めるときは、速やかに給付金を指定された口座に振り込みます。



[支給申請：提出書類が揃ったとき]

提出先 しごと定住促進課  
雇用政策・企業支援係  
担当者 山栞  
連絡先 0858-22-8129  
メール shoukou@city.kurayoshi.lg.jp